

ご利用者様・ご家族様

令和 8 年 1 月 5 日

東旭川訪問看護ステーション

管理者 佐々木 伸大

### 訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する事項について

この度、令和 6 年度の診療報酬改定により当事業所が届け出た加算は下記の通りです。  
何卒、ご理解頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

記

訪問看護医療 DX 情報活用加算

50 円/月

以上

#### 〈制度について〉

令和 6 年度の診療報酬改定により、東旭川訪問看護ステーションは北海道厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

これに関する施設基準は以下の通りです。

#### ※資格情報の提供について

資格情報の提供は利用者及び代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはできません。

#### 〈施設基準〉

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生労働省第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 1 3 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて当該訪問看護ステーションの見やすい場所に提示していること。